

寒川町複合機及び複合機管理システム 更新企画提案提出要領

1 趣旨

この要領は、当町が行う複合機及び複合機管理システム調達業務に係る複合機及び複合機管理システム更新企画提案の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 日程

(1) 質問受付期間

平成 30 年 4 月 16 日(月)9 時～平成 30 年 4 月 18 日(水)午後 5 時

(2) 質問に対する回答

平成 30 年 4 月 19 日(木)午後 5 時までに回答

(3) 参加申し込み受付期間

平成 30 年 4 月 23 日(月)午前 9 時～平成 30 年 4 月 26 日(木)午後 5 時

(4) 参加承認・不承認の通知

平成 30 年 4 月 27 日(金)午後 5 時までに通知

(5) 企画提案書等受付期間

平成 30 年 5 月 7 日(月)午前 9 時～平成 30 年 5 月 11 日(金)午後 5 時

(6) 審査結果の通知及び公表

平成 30 年 5 月 18 日(金)午後 5 時までに通知及び公表

3 質問の受付及び回答

本調達に関する質問は、次により電子メールで行うこと。

(1) 提出方法

ア 様式 質問書(様式 1)

イ 送信先 寒川町役場総務部総務課行政総務担当

Email:soumu@town.samukawa.kanagawa.jp

ウ 件名 「複合機及び複合機管理システム調達業務に関する質問(事業者名)」

(2) 質問受付期間

平成 30 年 4 月 16 日(月)～平成 30 年 4 月 18 日(水)午後 5 時

(3) 質問に対する回答

平成 30 年 4 月 19 日(木)午後 5 時までに、全参加者からの質問及びその回答を寒川町ホームページで公開する。

4 参加申し込み

本調達に参加を希望する者は、次により電子メールで参加申し込みをすること。

(1) 参加資格

本調達に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 公告日から契約までの間、本町の指名停止を受けていないこと。

ウ 寒川町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 提出書類

ア 参加申込書(様式 2)

イ 業務実績書(様式 3)

(3) 送信先

soumu@town.samukawa.kanagawa.jp

(4) 件名

「複合機及び複合機管理システム調達業務 参加申込書(事業者名)」

(5) 受付期間

平成 30 年 4 月 23 日(月)午前 9 時～平成 30 年 4 月 26 日(木)午後 5 時

(6) 参加の承認・不承認の通知

本調達への参加の承認又は不承認を平成 30 年 4 月 27 日(金)午後 5 時までに電子メールで通知する。

5 企画提案の提出要領

(1) 提出書類及び部数

届出書(様式 4)1 部、企画提案書 7 部、見積書(様式 5)1 部

(2) 提出場所

寒川町役場本庁舎 2 階総務部総務課行政総務担当

(3) 企画提案書等受付期間

平成 30 年 5 月 7 日(月)午前 9 時～平成 30 年 5 月 11 日(金)午後 5 時

(4) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、提出期限必着のこと。)

(5) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

受付期間後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は、一切認めない。

(7) 企画提案書作成方法

ア 件名 「複合機及び複合機管理システム更新企画提案」

イ 内容 (別添)評価基準書の要求仕様の欄に掲げられている項目について、掲げられている順に記載すること。

ウ 様式 様式はないが、用紙のサイズは A4 とし、枚数は 80 ページ以内(届出書(様式 4)、企画提案書の表紙及び目次並びに見積書(様式 5)はページ数に含めない。)とする。

(8) 見積書(様式 5)作成方法

モノクロとフルカラーの単価(税抜き)をそれぞれ記載すること。

6 企画提案の審査要領

(1) 評価点の構成

技術点(400 点) + 価格点(100 点) = 評価点(500 点)

(2) 採点方法

ア 技術点(400 点満点) 企画提案書を(別添)評価基準書に従い採点する。

※ 「必須」の項目において要件を満たしていないものがあつた場合は、失格となる。

イ 価格点(100 点満点) $100 - \{(100 - 100 \times \text{最低価格} \div \text{見積価格}) \times 2\}$

※ 見積価格とは、次の提案価格①と提案価格②の合算額をいう。

見積書モノクロ単価(税抜き) $\times 14,297,000$ 枚 $\times$ = 提案価格①

見積書フルカラー単価(税抜き) × 400,000 枚 × =提案価格②

※ 最低価格とは、最低額の見積価格をいう。

※ 見積価格が予定価格を超えた場合は、失格となる。

※ 価格点に係る計算において、その計算結果に 1 に満たない端数が生じたときは、その数を切り捨てる。

※ 予定価格は、27,019,000 円(消費税及び地方消費税は含まない。)とする。

7 事業者の決定方法

提出された企画提案について書類審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。この場合において、最も評価点の高い者が 2 以上あるときは、技術点が高い者を上位とし、当該 2 以上の者の技術点及び価格点のいずれも同点である場合は、くじ引きにより順位を決定する。

くじ引きの実施日時、場所等については、別途連絡するものとし、くじ引きに参加しない者は、本調達を辞退したものとみなす。

8 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、平成 30 年 5 月 18 日(金)午後 5 時までに電子メールで通知し、町ホームページで公表する。なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。

9 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 見積価格が予定価格を超えている場合
- (3) (別添)評価基準書の「必須」の項目において要件を満たしていないものがあつた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至つた場合
- (6) 公平な審査を害する行為があつた場合
- (7) 暴力団員等(寒川町暴力団排除条例(平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」と

いう。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)と認められたとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(9) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

10 その他

(1) 提出書類は、返却しない。

(2) 寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)に基づく公開請求があった場合、本調達に関する全ての文書が原則として公開の対象となるが、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報は、非公開であるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては、認めない。

11 担当部署・問合せ先

寒川町総務部総務課行政総務担当 担当

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線241

E-mail:soumu@town.samukawa.kanagawa.jp